

社会福祉法施行規則の一部を改正する省令案に関する意見募集の結果について

令和6年10月4日
厚生労働省
社会・援護局総務課

社会福祉法施行規則の一部を改正する省令案について、令和6年8月7日（水）から同年9月11日（水）まで御意見を募集したところ、1件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	<p>児童福祉法に新設された8事業のうち、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業及び里親支援センターを運営する事業について、社会福祉法第77条第1項の文書交付義務の対象から外されない理由についてご教示願いたい。</p> <p>また、これらの事業について、利用料を無料として実施する場合についても文書交付義務は免除されないのか。</p>	<p>子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業については、利用者と事業者が直接契約をし、当該契約に基づき支援が提供されるものであるところ、その事業の性格上、支援対象者に契約内容を明確に周知する必要があると考えられることから、書面交付義務の対象とすることとしています。これは、これらの事業の利用料が無料であるか否かにかかわらずのものです。</p> <p>なお、里親支援センターを運営する事業については、今般、書面交付義務を適用しない事業に含めることとしています。</p>

※上記のほか、1件の今回の意見募集に関係ない御意見をいただきました。